

中国上場会社における 支配株主の責任と少数派株主の保護

霍 麗 艶

目 次

- 一、はじめに
- 二、支配株主の責任を規制する必要性
 - 1. 上場会社における株式保有の特徴
 - 2. 支配株主の責任に対する現行法の規制
- 三、少数派株主による監督是正の保障措置
 - 1. 累積投票制度
 - 2. 株主の会計帳簿の閲覧権
 - 3. 株主総会決議の瑕疵の訴え
 - 4. 上場会社における虚偽の陳述に対する責任追及
- 四、株主代表訴訟による少数派株主に対する救済
 - 1. 原告株主の適格要件
 - 2. 事例
 - 3. 適格要件の緩和
 - 4. 訴訟費用の合理化
- 五、おわりに

一、はじめに

資本多数決の支配下において、支配株主による影響力の不正行使が少数派株主の利益を侵害する恐れがあると兼ねてから指摘されており、支配株主の専横に対して少数派株主をいかに保護すべきかが、各国の会社法上の重要な課題となっている。

中国では、上場会社における支配株主の特殊な地位の濫用によって誘発される諸問題に対して、社会各界から広範な関心が寄せられており、議論の焦点となっている。成熟した市場経済の国々と異なり、中国の上場会社、とりわけ大規模会社の多くが前身である国有企業から株式会社化されたことの由来で、株式は国有株主に過度に集中している。また、支配株主が多種多様な手段を通じて影響力を濫用しているという実態がある。たとえば、上場会社の資金の不正流用、グループ会社のための巨額な資金担保の強要、不当な関連取引、および従属会社の取引機会の略奪などが挙げられる。とくに、グループ内の親会社と上場子会社の間における利益移転などを通じて、上場会社の少数派株主の利益が害される例が多くみられる。

支配株主の責任を軸とする企業結合法制が十分に整備されていない中国において、こうした支配株主の権限濫用をいかに防止し、少数派株主の利益を保護するかが喫緊な課題である。本稿では、上場会社における支配株主の責任と少数派株主の利益保護に関する問題点や、解決するための立法上の課題を検討する。

二、支配株主の責任を規制する必要性

1. 上場会社における株式保有の特徴

株式所有の集中は他の国にもみられるが、中国における株式所有の構造はそれらとは異なる独特な特徴を持つ。

(1) 国有株の比率が極端に高い

中国では、上場株式の6割強を国有株や法人株が占めており、その流通は困難である。中国会社法は株式譲渡自由の原則を採用している。しかし、国有株の譲渡は、國務院や証券監督管理機関などの行政規定により制限された経緯がある。たとえば、國務院の「株式の発行と取引管理に関する暫定条例」(38条)は、国の所有する株式の権益を損なってはならないという前提に立ち、その譲渡にあたっては証券監督管理委員会の政策に従うと定めた。かかる背景として、次のことが考えられる。すなわち、株式会社の多くは国有企業から転換されたものであるため、社会主義の全民所有制の性格を持つ国家株や国有法人株を流通し譲渡すると、公有制の主体的地位が失われる恐れがある。これを回避し、その主体的な地位を維持するには、取引の制限や禁止の政策を取る必要がある。

近年、政府は国有株の譲渡に関する制限を撤廃しその流通の促進を図っており、それによって株式所有の分散化も進みつつある。しかしそれでも、2011年の統計によれば、筆頭株主の平均持株率は46%から43%にわずかに減少した程度で、依然として4割以上の高い比率を維持している。上場会社トップ100社のうち、上位5位株主の持株率の合計が50%を超えるものは75社であり、筆頭株主が国有企業であるものは86社にも達する。さらに、第2、3位の株主も何らかの形で国と関係を持っている¹。

こうした株式の過度な集中は、多くの弊害を誘発している。グループ会社の資金調達的手段として、上場取引は資金を囲い込むための道具に利用され、株式市場はいわば巨大な利潤を追求する温床となっている。また、上場会社の資金が大株主に流用され、利益が支配株主に横領される例も少なくない²。粉飾決算、虚偽情報の開示、発行価格の操縦、およびインサイダー取引などの不祥事も多発し³、投資家の株式市場に対する不信感を買う一方である。

(2) 大株主支配や経営者支配の形成

一般的に、集中した株式保有は、大株主がその優勢を利用し会社経営を強力にコントロールすることを意味する。大株主が経営の効率性を追求することを前提とすれば、コーポレート・ガバナンスの観点からみればプラスである。

ここで、国有株の株主権は誰によって行使されているのかがかなり曖昧である。実際、国有株の株主権を行使する主体は必ずしも特定の機関に統一されておらず、多数の部門に分散されている。国有株の所有権は名目上、国有資産管理委員会にあるが、実際には各行政機関や国有

資産経営会社、および事業性会社などに有されている⁴。一方、法人株に関しては、会社グループ、とくに親会社たる集団会社が株主権を行使することが多い。また、会社グループ内の優良会社を上場させ、グループの中核会社である集団会社が上場会社の大株主になるケースも多くみられる。

こうした国有株主や国有法人株主は大株主であるが、会社経営を具体的かつ効果的に監視できていない。また、そのインセンティブも欠けている。法的には、国有株主または国有法人株主が大株主である会社において、国から派遣される取締役会会長は、国家利益を代表する者として会社経営を監督するとされる（会社法68条）。実態上、取締役会会長が、会社の業務執行をなす代表取締役や総経理を兼任するケースが非常に多い。つまり、大株主の支配権を行使するのは、会社の経営者自身である。歴史的にみると、計画経済体制の改革に伴い、政府が経済の分野から手を引き企業に権限を委譲することで、経営者の経営に関わる自主権は強調された。しかし反面、それに必要な監督体制が整えられていなかったため、旧体制の崩壊によって権力の真空状態が生まれ、それによって経営者支配が助長された⁵。

上述したように、中国では、大株主支配により少数派株主の利益が侵害されやすい構造になっている。とくに、支配株主が国や国有企業である場合が多く、上場会社に対する管理を一方的に強調する傾向もあるため、上場会社における少数派株主の利益が犠牲にされるリスクはさらに大きくなる。国有株式の放出や民営企業の成長を促進する国策の下で、今後、一般株主の増加が想定される。こうしたなか、投資家の市場に対する信頼の回復を図り、上場会社の株主、とりわけ少数派株主の利益を保護することは必要不可欠である。

2. 支配株主の責任に対する現行法の規制

支配株主の支配権濫用を抑制する措置として、中国会社法は多くの規定を設けている。

(1) 権限濫用の禁止規制

支配株主の権限濫用が会社や少数派株主に損害を与えた事例が多発したことを是正するため、会社法は、株主は法令、行政法規および会社の定款を遵守し、法により株主の権利を行使しなければならない、株主の権利を濫用し会社または他の株主の利益を損なってはならず、会社法人の地位や株主の有限責任を濫用して債権者の利益を害してはならないとしている（会社法20条1項）。株主がその権利を濫用し会社または他の株主に損害を与えた場合は、法により損害賠償責任を負う（同条2項）。また、支配株主が上記の義務に違反した場合、少数派株主は支配株主に対して自らの被った損害について賠償訴訟を提起でき、また、会社のために株主代表訴訟を提起することもできる。

(2) 関連関係の不正行使の禁止規制

支配株主、および会社の実質的支配者、取締役などは、関連関係を不正に利用して会社の利益を害してはならない。規定に違反し会社に損失を与えた場合、会社に対して損害賠償責任を負わなければならない（会社法21条）。本条では、損害賠償を請求できる主体が会社に限定されているものの、関連関係を不正に利用するのは20条1項に定める権限濫用に当たするため、支配株主による関連関係の不正行使についても、少数派株主は直接訴訟により支配株主の責任を

追及できると読み取れる⁶。

(3) 担保禁止の規制

会社が第三者に担保を提供する際、会社定款の定めに従い、取締役会や株主総会の決議で承認を受ける必要がある。担保の金額は、定款に定める限度額がある場合、その限度額を超えてはならない。会社が株主または実質的支配者に対して担保を提供する際も、株主総会による承認を経なければならない（会社法16条）。

これらの規定は、支配株主の権限濫用を抑制するために必要不可欠である。しかし、条文規定に整合性や具体的な操作性が欠如しているために執行が困難で、法的解決が望まれている⁷。

三、少数派株主による監督是正の保障措施

中国会社法は日本など諸外国と同様、少数派株主の利益保護に対して条文を置いている。たとえば、会社の定款、株主総会の議事録および財務会計報告書を閲覧する権利（会社法98条）、総会決議の無効または取消を訴える権利（22条）、株主総会の招集権（102条2項）、株主の提案権（103条）などが保障されている。しかし、中国の現状および少数派株主の利益保護の実態からみると、それらの権利を有効に行使しうるための保障措施はまだ十分とはいえない。具体的には、次の通り検討に値する課題がある。

1. 累積投票制度

累積投票制度は、株主総会において2名以上の取締役を選任する際、各株主に対して1株につき選任される取締役の数と同数の議決権を与えるものである。株主はその議決権を1人に集中して行使することも、2名以上に分散して投票することも可能である。累積投票の多数を得た者から順番に取締役として選出されるため、少数派の株主であっても、その代表者を取締役として会社に送り込むことが可能になり、それによって少数派株主を保護する。他方、取締役会に党派的対立を持ち込み、会社業務の運営を阻害する危険が大きいとの指摘もある。日本では、累積投票制度が認められているが、定款により採用しない旨を定めることもできるので（日本会社法342条1項）、実際には、ほとんどの会社で同制度は排除されている。この制度の母国であるアメリカ各州の会社法においても、これを認める規定は次第に削除されたという⁹。

中国会社法は諸外国の立法を参照し、定款自治の形で累積投票制度を採用している（会社法106条）。ところが、導入の可否を会社の自治に任せると、制度は現実的に機能できるのかと疑問視されかねない。とりわけ、前述のように、上場会社において会社の株式が支配株主に集中されていることから、支配株主は資本多数決の原則に従ってすべての取締役を会社に送り込み、役員の人事権をコントロールすることができる。こうした状況下では、少数派株主の意見は会社の経営に反映されにくくなる。また、個人株主の総会出席と議決権の行使状況について、ある調査によれば、今まで株主総会に出席し議決権を行使したことがないと解答した者は、調査全体の9割にも達する¹⁰。つまり、個人株主は積極的に株主総会に出席し投票権を行使し、自らの權益を守る行動に出るとは限らない。大多数の個人株主には、総会の決議は大株主によって決められるので、たとえ自分が出席したところで決議には影響を及ぼせないという、消極的

な心理が働いている。

累積投票制度は大株主の権限濫用を抑制する手段として考えられるが、定款自治の原則を認めると、大株主に支配される会社において定款をもって制度を安易に排除できるようになる。国有大株主支配の下で、少数派株主が会社経営に参加しやすくするには、立法論としての累積投票制度は強制主義の原則を取るべきであろう。

2. 株主の会計帳簿の閲覧権

会計帳簿は会社の業務および財務状況を記載したものであり、株主の経営監督と是正において、会計帳簿閲覧権は会社の経営状態に対して情報収集や調査を行うためのとくに重要な権利である。

中国会社法は、株式会社の株主は株主総会、取締役会、監査役会の議事録および財務会計報告を閲覧し、謄写する権利を有すると定めている（会社法98条）。しかし、会計帳簿の閲覧権は設けられていない。その理由は、会計帳簿には会社にとってきわめて重要な機密が含まれており、その閲覧権を認めると、株主による権利の濫用が正常な会社運営を阻害し、会社秘密の漏洩の危険を生じさせる恐れがあるため、それを避けたいと考えられる¹¹。なお、有限責任会社の株主には、会社会計帳簿の閲覧権が与えられている（同法34条2項）。また、最高裁の司法解釈（四）（意見募集稿）11条では、有限会社の株主が訴訟を提起し、会社帳簿および関連する会計資料を請求した場合、会社が株主の閲覧が不当な目的によるものと証明できなければ、裁判所は株主による閲覧を会社に命じることができるとされる。しかし、合理的な理由についての具体的な定めがないため、会社が自らに都合が良いように任意に解釈する可能性があり、株主の利益保護の点において不備があると言わざるを得ない。

日本法は、株主の会計帳簿閲覧請求権を認めており（日本会社法433条1項、2項）、会社に対して適時に正確な会計帳簿の作成と10年間の保存を義務付けている（同432条）。他方、会計帳簿の閲覧を株主に認めることは、会社側にとって経営上重要な機密の漏洩につながりかねない。権利濫用防止の観点から、単独株主権ではなく少数株主権（会社の議決権または株式数の3%を有する株主）としている。また、会社が請求を拒絶できる場面を限定列举の形で定め、類推解釈や拡大解釈を許さず、会社の定款による拒絶事由の追加も認めていない。会社が閲覧請求を不当に拒否することは十分考えられるが、こうした場合、株主は保全の必要性に対する疎明および閲覧、謄写を求める仮処分を裁判所に申請することができる（日本民事保全法23条2項）¹²。近時では、企業結合法制の検討において、子会社の少数派株主に支配会社の会計帳簿を閲覧する権限を与えるべきかどうかの議論もある¹³。会計帳簿の閲覧に関して、アメリカでは、各州制定法の多くが単独株主権としており、株主の請求が拒絶された場合に開示命令を申立てうる手続上の保障が確保されている¹⁴。

中国では、支配株主や取締役などの専断経営を防止するため、株主は、株主総会決議において取締役の解任を議題とする株主総会の招集請求を行い、当該取締役の解任を図ること（会社法102条2項、109条2項）、および訴訟において、支配株主や取締役などに対する損害賠償の訴え（同21条）、株主総会瑕疵の訴え（同22条）および株主代表訴訟（同152条）などを提起す

ることができる。こうした監督是正権やその他の権利を株主が行使しうするためには、手続き上の保障が非常に重要である。中国における支配株主の行き過ぎた支配力、および少数派株主の保護の現状を考慮すると、株式会社においても会計帳簿閲覧権を単独株主権として導入することが望まれる。なお、株主による権利濫用の防止のため、会社が株主による帳簿閲覧請求を拒絶できるとする一方、会社の不当な拒絶や拡大解釈を防ぐには、日本法を参照し¹⁵、拒絶事由を限定列挙の形で明確に示すべきである。そして、会社側が請求につき正当な目的がないと立証責任を負うこと、および株主が会計帳簿開示の仮処分を裁判所に求めることも認めるべきである。

3. 株主総会決議の瑕疵の訴え

株主総会決議が成立しても、その内容あるいは手続きに違法な点があれば、その効力は否認されることがある。こうした瑕疵のある決議を攻撃する訴えは、経営支配から少数派株主を保護する制度の一つである。

中国会社法は、株主総会決議の瑕疵に対して次の措置を取っている。22条によれば、株主総会や取締役会の決議内容が法律および行政法規に違反した場合、無効となる（同条1項）。株主総会や取締役会の招集手続きおよび議決方式が法律、行政法規または会社の定款に違反し、あるいは決議の内容が定款に違反した場合、株主は決議の日から2ヶ月以内に、裁判所に取消の訴えを提起することができる（同条2項）¹⁶。これらの権利は、会社の株式を1株でも所有していれば行使でき、少数株主権とされている。

(1) 主張できる原告

22条の条文では、取消または無効の原告は株主に限られている。なお、取締役や監査役が提訴権者として取消の訴えを主張できるとする学説もある¹⁷。

これに対して日本法は、取消の訴えを起こせる原告を株主のほか、取締役、監査役、執行役および清算人などの会社内部の者としている¹⁸。取消を訴えられる期間に関しては、決議の日から3カ月以内と定められている（日本会社法834条17号）。3ヶ月に限定したのは、決議をもとに多くの法律関係が積み上げられていくため、できるだけ早く法律関係を明確にしなければならず、また、時間の経過によって訴訟が困難になるからである¹⁹。一方、無効の訴えについては取消と違って、誰でもいつでもいかなる方法によっても主張できるとしている（日本会社法831条2項）。こうした、提訴権者および提訴の方法や時期に関する制限が全く設けられないのは、無効の原因が決議の手続き上の法令違反ではなく、内容上の法令違反にあるため、決議取消の場合よりも深刻であると解されている²⁰。

総会決議について手続き上の瑕疵があった場合の取消の訴えに関して、中国会社法が定める提訴期間は決議の日から2ヶ月以内であるが、提訴の準備や証拠の収集などに時間がかかるため、2ヶ月だけでは短く、3ヶ月以内にするほうが合理的であろう。そして、取消の訴えが、主として総会決議について手続き上の瑕疵がある場合会社の内部関係者に関するものであり、取締役、監査役などが職務上訴えを提起することが考えられるので、訴えの原告を取締役や監査役などの会社内部者まで拡大すべきである。また、決議無効の場合、決議内容の違法性があ

ることや、決議内容が総会の議事録に残されて時間が経過しても判断できる点を鑑み、日本法に倣い、提訴権者、提訴期間および方法に関する制限を設けるべきでない。

(2) 特別利害関係者による議決権行使の取消事由

決議取消の事由として、日本では、招集の手続きまたは決議方法が法令・定款に違反または著しく不公正な場合、および総会などの決議内容が定款に違反する場合のほか、特別利害関係者の議決権行使による著しく不当な決議も含まれている（日本会社法831条1項1号、2号、3号）²¹。

中国では、上場会社の支配株主の不当な影響力を排除するために、特別利害関係者の議決権行使を禁止する措置が取られている（「上場会社定款のガイドライン」79条）。議決権の排除制度は、株主総会で決議される事項において特別な利害関係がある場合、株主が当該事項について議決権を行使できないようにすることで、支配株主による資本多数決の濫用を規制する制度であり、少数派株主の利益保護に有益である。しかし逆に、少数派株主の不当な議決権行使により、排除される側の株主の権利が害されることも危惧されている。

かつて日本では、決議事項につき特別な利害関係者を有する株主は議決権を行使できない旨が定められていたが、同制度に対して株主の権利が害されるとの強い批判が相次いだ²²。とくに、特別利害関係者の範囲をどのように規定するかという立法上の難点があったため、昭和56年の法改正で、特別利害関係者にも議決権の行使が許容された（日本会社法365条）。中国も日本法を参照し、株主である以上、特別利害関係者の議決権行使を認めるべきである。そのうえで、それによる総会決議が著しく不当である場合に限り、決議取消事由の一つとして規制すべきであると思われる。

(3) 担保提供の証明責任

中国では、株主権の濫用を防止するため、決議取消の訴えが提起された場合、裁判所は会社の請求に応じて株主に担保の提供を求めることができる（会社法22条3項）。ここで、会社の請求が合理的か否かを問わず、担保の提供を求めなければならないのかという問題が生じる。日本では、会社は担保の提供を請求するにあたり、株主による訴えが悪意によるものであるかについて疎明しなければならない（日本会社法836条3項）²³。かかる悪意とは、いわゆる会社荒らしのような会社を困惑させる意図、いわば嫌がらせの目的のみを持って訴えを提起することを指すと解釈される²⁴。決議取消または無効の訴えは、株主総会の決議に瑕疵がある場合の救済制度であり、かかる制度の趣旨および中国の実情を鑑み、中国における担保の請求については日本と同様、提訴株主の悪意を証明する義務を会社に課すべきであろう。

4. 上場会社における虚偽の陳述に対する責任追及

株主の利益を保護するには、会社の情報開示はきわめて重要である。中国において、上場会社における情報開示は行われているが、実際、不正な情報を開示する会社は少なくない。

これを是正するため、証券監督管理委員会の「社会公衆株主の合法的權益の保護の強化に関する規定」（関于加強社会公衆股東權益保護的若干規定、2004年12月7日）第5条1項は、上場会社の支配株主および実質的支配者は少数派株主に対して信認義務を負うと定めている。具

体的には、支配株主および実質的支配者は上場会社の資金を違法に流用し、関連会社のために担保を不正に提供してはならず、インサイダー取引、利益の配分、資産の再建および対外投資などを利用し、上場会社および少数派株主の合法的利益を損害してはならない。支配株主および実質的支配者がその地位を利用し、上場会社および少数派株主の利益を害して損害を発生させた場合、法によってその責任を追及するとされる。また、証券法では、いかなる個人や機関も虚偽の記載、誤解のある陳述、情報開示の際における重大な隠ぺいや不正、風説流布などの行為をしてはならないとされる（証券法69条、78条、173条、191条、193条および223条）。

しかし、執行に関する詳細な規定がないため、実務上では、最高裁の司法解釈たる「証券市場での虚偽の表示による民事賠償案件の審理に関する通達」（2002年1月15日）、および「証券市場の虚偽の表示による民事賠償案件の審理に関する規定」（2003年1月）が適用されている²⁵。これらの司法解釈は、虚偽の陳述による民事賠償に対する認定の基準、受理の範囲と事項、受理の手続き、管轄権、責任の追及、挙証責任および賠償額の算定方法などについて具体的な定めを置いている。中国において、司法解釈は法律規定の不足に対して補完的な役割を果たしており、その効力は下級審に対して案件審理の方向性を示し、ガイドライン的な意義を持っている。

上述の二つの司法解釈によれば、虚偽の陳述とは、虚偽の記載または誤解を与える情報と知りながら詐欺的な違法行為を行うことの総称であり、その具体的な内容は虚偽の記載、投資家に誤解を与える陳述、重大な情報隠ぺい、不正な情報開示の4種類である。

虚偽陳述による賠償責任については、発行者または上場会社が公告した株式目論見書、社債募集方法、財務会計報告、上場報告書、年度報告書、半期報告書、臨時報告書および他の開示した資料において、虚偽あるいは誤解を与える恐れのある記載および重大な記載漏れがあり、それによって投資者の利益に損害を与えた場合、発行者および上場会社は賠償責任を負うとされる。また、発行者および上場会社の取締役、監査役、上級管理者ならびに保証推薦人、元引受証券会社は、自らに過失がないことを証明できなければ、発行者および上場会社とともに連帯して賠償責任を負わなければならない。さらに、発行者、上場会社の支配株主および実質的支配者は、過失がある場合に連帯して損害賠償責任を負うとされる（証券法69条）。投資者の損失には、一般的に、投資差額の損失、その部分の手續料と印紙代、取引期日と基準日に関する銀行の同期預金の利息損失などが含まれている。つまり、投資者の損失は原則として投資差額の算出であり、合理かつ公平な価額の算定が重要になる。

実務上、虚偽の陳述に関する案件に対して、裁判所は当事者間の和解による紛争の解決を重視する傾向がある²⁶。また、高額なコストや長時間を要する訴訟自体を敬遠する当事者も少なくない²⁷。

四、株主代表訴訟による少数派株主に対する救済

支配株主の責任を追及し、少数派株主の利益を保護する救済策として、中国では、2005年の法改正で株主代表訴訟制度が導入された。株主代表訴訟の被告となりうる範囲について、日本では、基本的に取締役、監査役や役員などの内部者に限定している（日本会社法847条1項）

のに対して、中国会社法では日本よりも対象が広く、支配株主まで含まれている（会社法152条3項、217条）²⁸。支配株主の権限濫用を抑制し株主利益を保護する意味において、こうした定めは非常に大きな意義を持つ。

1. 原告株主の適格要件

有限責任会社の株主が株主代表訴訟を提起する場合、その保有する株式数に関する定めはなく、保有期間に関する規定もない。一方、株式会社の株主による代表訴訟の場合、株式保有の数に関する規定は存在し、保有期間についての定めも置いている。すなわち、単独でまたは他の株主との合計で会社の発行する株式数の1%以上の株式を有し、かつその保有期間が180日以上以上の株主でなければ、原告株主としての資格を満たさないとする（会社法152条1項）。ただし、株主が訴訟の審理段階においてその資格を維持する必要があるかどうかに関する規定はない。

2. 事例

2009年6月、三聯商社の少数派株主らは、前身の支配株主である山東三聯集団が三聯商社との商標使用契約に違反したこと、および三聯商社の資金を不当に流用したことに対して、会社や他の株主の利益に損害を与えたとして、訴訟を提起しようとした。しかし、提起しようとした株主は4名にとどまり、4名の保有する株式の合計が会社の発行済み株式総数（2.5億元）の1%（250万株）に達するのが困難な状況にあった。1%の持株率という原告株主の要件をクリアするために、弁護士らが提訴株主の公募を通じて34名の株主（合計で発行済み持株率の1.56%を占める）を糾合した。2009年12月11日、これらの株主は三聯集団に対する株主代表訴訟を山東省高等裁判所に提起した²⁹。

原告株主の訴訟請求内容は、①「三聯」の商標の独占使用権が三聯商社に帰属することの確認、②三聯集団および第三者に対する「三聯」の商標使用や競業避止行為の差止め請求、③フランチャイズ契約を三聯商社に移転し、5000万元を商社に支払うことなどである。原告は、2003年1月27日に商社が三聯集団との間で「商標使用許可契約」を締結しており、この契約により商社は「三聯」商標の独占的使用権を有すると主張した。これに対して、三聯集団は、2008年2月14日に保有していた商社の株式をすべて売却し、売却後に自らが「三聯」商標を使用する、または第三者に使用させるのは商標権の侵害に当たらないなどと反論した³⁰。

2012年10月27日、山東省高等裁判所は原告株主の請求を棄却した。

3. 適格要件の緩和

上記の事例は、株主代表訴訟制度が明文化されてから初めての上場会社をめぐる株主代表訴訟として注目された。さらに、本事例では、保有する株式の合計が発行済み株式総額の1%を満たさない株主が提訴要件をクリアするために、提訴株主の公募という形で提訴株主の糾合を行った末、代表訴訟を実現させた。これは原告株主の適格性の観点からみれば、興味深い。

中国では、株主代表訴訟制度の導入後、提訴に至った事例のうち、合併企業または株主が数

名の小規模な会社での内紛に関するものがほとんどであり、制度の趣旨に沿った活用がなされていないように見受けられる。その原因は様々あるが、厳しい原告株主の適格要件や、高額な提訴手数料が主要な原因として考えられる。

6ヶ月の持続保有要件に加え、1%以上の株式を保有するという提訴要件は、少数派株主の提訴を妨げる大きな障害である。というのも、中国の株式会社の多くは国有企業から転換されたものであり、国有株が絶対的な割合を占めているうえ、流通株もかなり分散されている。そのため、株主が単独で1%の持ち株率を上回るのは、とくに上場会社の株主にとって非常に厳しい。また、上記事例のように、提訴要件に達するために公募まで強いられ、それに必要な費用や弁護士代を負担するのは、少数派株主の提訴意欲を損なうことにもつながる。

代表訴訟を提起できる株主の適格性について、日本法は、6ヶ月前から引き続きその会社の株式を有する株主とし、1株の保有であれば提訴できるとしている（単独株主権、日本会社法847条1項）。アメリカでは、判決の時点まで株式を所持し続けるという原則を採用している。濫訴を防止するために、株主の利益を公正かつ十分に代表しうる株主であるかどうかという要件も加えられている。一方で、持株率に関する規定はなく、日本と同様単独株主権としている³¹。

もっとも、中国の2005年会社法改正建議稿草案では、持ち株数の要件に関わる条文を置いていなかった（会社法改正建議稿草案169条）。これは、日本やアメリカなどの会社法において持ち株数の要件に関する規定がないことや、台湾における既存の規定（台湾会社法214条）³²を法修正によって廃止しようとする動きを勘案した結果である³³。株主代表訴訟制度は、少数派株主の利益保護のための最後の救済手段であり、その活性化を図るには、日本法を参照して株主代表訴訟を単独株主権とする立法上の解決が望まれる。

4. 訴訟費用の合理化

株主代表訴訟の費用について、会社法による規定はなく、最高裁判所の司法解釈においても触れられておらず、民事訴訟法および「訴訟費用の納付方法」（2007年）でも全く言及されていない。実務上では、訴訟請求金額の多寡によって訴訟費用が決まる³⁴（上記の事例の訴訟費用は30万円）。前述したように、会社の利益のために取締役などに対する損害賠償の請求を提起するのにもかかわらず、高額な訴訟コストを前払いしなければならないのは、株主による制度利用の際の支障となりかねない。

これに対して、日本では、株主による代表訴訟の提起を容易にするため、1993年の商法改正において、代表訴訟の請求金額に関係なく、訴訟の手数料（裁判所に納める訴訟費用）を一律8200円（現在は13000円）とした（会社法267条5項ほか）。かかる制度の趣旨および中国の現状を考慮し、株主が訴訟権を行使しやすくするためには、訴訟費用は訴訟請求の金額によらずに適当に設定すべきである。たとえば、一律1000円とするのが妥当であろう。

なお、訴訟を提起する株主に対して担保の提供を適用すべきではないと考えている。これは、現状では、少数派株主が多額の資金を出してその義務を履行するのは困難であり、担保の設定によって株主が自らの利益を守る権利が実質的に阻害されかねないからである。中国における支配株主による権限濫用問題の深刻さ、および株主の利益保護に関する制度の未熟さを考えれば

ば、少なくとも目下においては、株主を手厚く保護する法政策のほうが良策といえる。

五、おわりに

以上、中国上場会社における支配株主の責任と少数派株主の利益保護の問題点を示し、立法上解決すべき課題について検討を行ってきた。

少数派株主の利益保護の問題は、上場会社のガバナンスの強化と大きく関わっている。ガバナンスの整備には、支配株主の責任規定が非常に重要であり、かかる問題の解決は少数派株主の利益保護に寄与する。少数派株主が会社経営の監督是正権を有効に行使しうる保障措置として、累積投票制度の活用や、株主の会社を知る権利の拡充が求められており、株主総会決議の瑕疵に対する適切な救済措置も不可欠である。

株主代表訴訟制度は株主の視点から経営を監視する制度であり、少数派株主が自らを保護する最後の武器でもある。支配株主も被告となりうるような制度設計は、支配株主による支配が圧倒的である中国上場会社の実態を是正することに大いに資するが、日本とは異なり、現状では様々な理由により実現できていない。そのため、目下では、原告たる株主の適格要件の緩和や訴訟費用の合理化といった解決策がまず重要になってくる。また、株主代表訴訟における株主の情報力不足に対しては、会社の秘密保持の面に配慮しつつも株主の情報収集権を実現するための手続き上の整備が必要である。これらの課題に対してより一層の議論が望まれており、今後、実務上の動向を見極めながら研究を積み重ねていきたい。

-
- 1 『2011年中国上市公司100強公司治理評価』による。
 - 2 2006年末現在、380の上場会社が親会社に占用された資金を返還され、その総額は336億元である。一方、まだ返還されていない上場会社は17社で、占用された資金額は92億元に及ぶ。そのうち、三九医薬集団は子会社の資金37億元を占用しており、返還すべき総額の40%を占める。夏麗華「証監会新聞發言人盤点清欠，17家未清欠公司人將被追究法律責任」『中国証券報』2007年1月8日第1版。
 - 3 たとえば、猴王集団会社（国有法人株主）は支配株主として、猴王株式会社の上場後6年余りの間に、猴王株式会社の財産を不当に占用した。また、五糧液会社（白酒メーカー）は2000年に、支配株主の窖池（発酵前原料の混合物を仕込むために地面に掘った大きな穴）を取得するのに16.57億元の現金を支払った。さらに、同支配株主から無形資産の商標使用権を得るために翌年9780万元の資金を一括で支払し、支配株主に再度巨額の利益を提供した。「大股東掏空上市公司的八字伎倆」経済参考報（2001年9月15日、第3版）。
 - 4 ①行政機関は、各自治体の国有資産管理委員会または企業主管当局などであり、その中で、国有資産管理委員会の割合が圧倒的に多い。②国有資産経営会社は、国有資産の行政管理と経営の分離という政策の下で、国有資産の維持や増益を目的に資産運用を専門業務として設置された投資会社、あるいは投資経営会社である。前者は国有持ち株会社の性格を持ち、成長性の高い事業会社に投資し、傘下の投資対象会社をコントロールする。後者は、行政機関と国有企業との仲介機関として位置付けられる。③事業性会社はグループ会社の中核会社や総公司などであり、国有株主に占める比率をここ数年急速に高めており、現在、国有株主権を行使する代表機関の過半数を占めている。とくに、会社グループの中核会社である集団会社は、国有株の株主代表権を行政当局から授権され、グループ内の会社

- 対して大株主として経営支配権を強めているといわれる。今井伸一『中国上場企業』（創土社、2003年）52頁以降参照。
- 5 青木昌彦＝銭穎一『軌軌経済中的公司治理結構—内部人控制和銀行的作用』（中国经济出版社、1995年）160頁。
 - 6 李建偉『会社訴訟專題研究』（中国政法大学出版社、2008年）366頁。
 - 7 拙稿「中国における支配株主の責任規制」四天王寺大学紀要53号（2012年3月）1頁以降参照。
 - 8 小林俊明「株式会社における機関投資家の役割と累積投票制度（1）」法学論集28巻1～4号（1995年）199頁以降。
 - 9 江頭憲治郎『株式会社法（第4版）』（有斐閣、2013年）367頁参照。
 - 10 李雨龍、朱曉磊『公司治理法律実務』（法律出版社、2006年）91頁。
 - 11 張海棠『公司法適用与審判実務』（中国法制出版社、2012年）235頁。
 - 12 なお、実務上、保全の必要性は、会計帳簿等の閲覧謄写請求権に関わる権利関係が確定しない場合に生じる株主の損害と会社側が被る可能性のある損害とを比較衡量し、会社側の損害を考慮しても、株主の損害を避ける必要がある場合に限って認められるものと考えられる。東京高決2001年12月26日金融・商事判例1140号43頁、東京地決2007年6月15日金融・商事判例1270号40頁。
 - 13 片木晴彦「結合企業の株主保護と情報開示制度」森本滋『企業結合法の総合的研究』（商事法務、2009年）49頁。
 - 14 木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権—会計帳簿閲覧権を中心に—」産大法学38巻1号（2004年）20頁以下参照。
 - 15 日本会社法433条2項では、請求の拒絶事由として次の通り挙げられている。①株主が株主権利の確保、または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき、②株主が株式会社の業務遂行を妨げ、株主の共同利益を害する目的で請求を行ったとき、③株主が会社と実質的な競業関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき、④株主が閲覧、謄写によって知りえた事実を利益のため第三者と通謀するとき、⑤株主が過去2年以内において、会計帳簿の閲覧、謄写によって知りえた事実を、利益のために第三者に通報した者であるとき、などである。
 - 16 なお、決議不存在の訴えに関する定めが、中国会社法にはない。
 - 17 2005年会社法改正草案建議稿120条。
 - 18 株主総会決議によって解任された取締役なども自己の解任決議について決議の取消を主張できるとのためである（日本会社法831条柱書2文）。
 - 19 宮島司『新会社法エッセンス（第3版補正版）』（弘文堂、2014年）184頁。
 - 20 高橋英治『会社法概説（第2版）』（中央経済社、2014年）140頁。
 - 21 合併や事業譲渡などの場合に、合併の相手方会社や譲受人が株主として決議に参加したため、著しく不当な条件で合併や事業の譲渡が株主総会で可決した場合が想定される。江頭・前掲（注9）346頁。
 - 22 前田庸『会社法入門（第5版）』（有斐閣、1998年）310頁。
 - 23 原告が取締役、監査役、執行役および清算人である場合を除く（日本会社法836条1項）。
 - 24 東京地決昭和62・11・27判時1268号137頁。
 - 25 以上両司法解釈の原文は、「關於受理証券市場因虚偽陳述引發的民事侵權糾紛案件有關問題的通知」、「關於審理証券市場虚偽陳述引發的民事賠償案件的若干規定」。
 - 26 最高裁「証券市場の虚偽の表示による民事賠償案件の審理に関する規定」第4条。
 - 27 虚偽の陳述に関する案件の裁判例については、日中企業法制研究会編「中国ビジネス重要判例解説」（商事法務、2010年）58頁を参照。
 - 28 なお、最高裁の「司法解釈（三）」によれば、株主が代表訴訟を提起する場合において、本法152条3

項により、会社の取締役、監査役または高級管理者以外の者を被告とするときには、裁判所の許可を得なければならない。

- 29 「致三聯商社全体小股東の公開信」中国証券報2009年6月4日。
- 30 一方、本代表訴訟に先立ち、2009年5月11日に、商社は商標権の侵害について三聯集団に対して訴訟を提起していた（済南市中級裁判所〔2009〕済民三初字第102号）。商社側が敗訴し、山東省高級裁判所に上訴したが、2012年1月18日に上訴は棄却された。
- 31 The American Law Institute, Principles of Corporate Governance : Analysis and Recommendations (1992) , § 7.02.
- 32 台湾では、提訴株主の要件は1年以上会社の株式を保有し、かつ発行済み株式総数の3%以上を占めることである（台湾会社法214条）。
- 33 王保樹主編「中国公司法修改草案建議稿」（社会科学文献出版社、2004年）333頁。
- 34 裁判所の訴訟費用に関する受取方法では、請求財産が5万元以上10万元未満の場合4%、10万元以上20万元未満の場合2%、20万元以上50万元未満の場合1.5%、50万元以上100万元未満の場合1%、100万元以上の場合0.5%となっている。

